

～ひとごとではなく、「自分ごと」、「みんなごと」として市民・行政が協働！～
“みんなごと”のSDGs, レジリエント・シティ推進事業 つながり促進プログラム
業務委託仕様書

1 委託業務の名称

～ひとごとではなく、「自分ごと」、「みんなごと」として市民・行政が協働！～
“みんなごと”のSDGs, レジリエント・シティ推進事業 つながり促進プログラム
業務委託
(以下「本業務」という。)

2 委託期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

3 事業の趣旨

本業務は、つながり促進プログラムを通じて、多様なセクター（まちづくり団体、NPO、企業、行政職員、大学関係者等）の参加者及び「まちづくり・お宝バンク」取組提案者同士のつながりを促進し、セクター間を超えたつながりづくりを図る人材の養成とともに、社会課題、地域課題の解決に向けた取組実践を生み出すためのサポートを行うものである。

なお、本業務の実施に当たっては、「市民力・地域力をいかした京都ならではの取組」といった観点を取り入れ、独創的なプログラムを構築し、つながりの促進や社会課題解決に向けた取組創出及び京都市全体のまちづくり活動の活性化を図る。

(※)「まちづくり・お宝バンク」

⇒ 京都市市政参加とまちづくりポータルサイト「みんなでつくる京都」
(https://tsukuru-kyoto.net/bank_index/)

4 委託内容

(1) 以下の「つながり促進プログラム」の提供

ア 一般参加型プログラム

つながり促進を図る人材の養成を目指すとともに、京都ならではのイノベーション（社会課題・地域課題の新たな解決策）を生み出していくことに資するテーマや「まちづくり・お宝バンク」取組提案団体に取り組むテーマなどを設定し、多数が参加できる講座を年3回程度開催すること。

また、取組提案者以外の参加者に“みんなごと”のまちづくり推進事業を積極的に広報し、年間10件程度の新規取組提案の提出に繋げること。

イ グループセッション型プログラム

多様なセクター（まちづくり団体、NPO、企業、行政職員、大学関係者等）のメンバーを募集し、分野別（例：福祉、観光、SDGs等）のグループを4～7程度設け、セクターを超えて価値を創造し、社会課題、地域課題の解決に向けた取組を生み出すためのセッションを行うこと。

分野別のグループを一同に集めての「全体グループセッション」については、オンライン又はオフラインにより年8回程度開催するとともに、分野別の「個別グループセッション」についてはグループごとの希望に応じて随時開催すること。

※ ア、イの対象者は、取組提案者、取組提案者予備層、まちづくり団体、NPO、企業、行政職員、大学関係者等とすること。

※ イのプログラムにおいて、うち1回は「つながり促進プログラム」を紹介、宣伝する「キックオフ」を設けること。

※ 具体的なプログラムの構築は、本市と協議のうえ行うこと。

(2) 「つながり促進プログラム」の実施に関する広報

(3) 「つながり促進プログラム」の提供に係る窓口及びコーディネート業務

(4) SDGs・レジリエンスフォーラム&活動報告会の開催

大学や地域、企業で活動される多彩な方々を招いたSDGs・レジリエンスフォーラム」及び様々な主体同士の協働のまちづくりを推進することを目的に、「まちづくり・お宝バンク」取組提案者が、他の取組提案者や、地域のまちづくり活動の担い手等と広く対話し、新たな連携や繋がりを生み出す「活動報告会」を一体的に開催すること（開催時期：2月を想定）。

(5) 本事業の他の支援メニュー受託者等との連携

本業務を実施するに当たり、“みんなごと”のまちづくり推進事業の他支援メニュー（「まちづくり・お宝バンク」市民サポーター派遣など）の受託者等と連携し、本業務がより効果的なものになるよう努めること。

(6) 公開講座やフォーラム等での託児の実施

公開講座やフォーラム等を開催する際に、託児の利用を希望する参加者がいる場合は、会場内で託児を実施すること。

5 事業の開始

契約締結日から、「つながり促進プログラム」の構築及び提供を順次開始すること。

6 業務終了報告書の提出

本業務終了後30日以内に、実施内容が分かる書類を添付のうえ、業務終了報告書を提出すること。

7 本業務を実施するうえで留意する点

(1) 協議事項

仕様書に定めのない事項又は本業務の遂行に当たり疑義が生じたときは、本市と受託者との間で協議を行う。

協議が整わないときは、本市の指示するところによるものとする。

(2) 個人情報の取扱い

受託者は、本業務の処理をするうえで知り得た個人情報及び秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することはできない。また、本業務が完了した後においても、同様とする。

(3) 損害賠償

本業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、本市の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理することとする。

(4) 著作権

本業務を通じて著作権や特許権等の知的財産権が発生した場合、その権利は全て本市に帰属するものとする。

(5) 自主的な情報収集

受託者は、本業務の遂行に必要な情報を自主的に収集し報告するとともに、本市に有益な提案を積極的に行うこと。